

キューバの主権を侵害する米国の経済封鎖強化に強く反対する

2019年5月2日

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会

米政府は5月2日、1996年に制定されたヘルムズ＝バートン法（正式名称「1996年キューバの自由と民主主義連帯（リベルタ）法」の第3章「米国市民の資産の権利の保護」条項の適用を開始しました。この条項は、キューバ革命勝利後にキューバ政府によって接収された資産において商取引を行う企業・個人に米国市民は損害賠償金の支払い訴訟を米国の地方裁判所におこすことができるというものです。この米国市民には、革命後米国に亡命し米国市民となったキューバ市民も含まれること、商取引を行っている企業・個人に米国以外のすべての国が含まれることから、国際法に違反するものとして、国際的な批判が強く、クリントン、ブッシュ、オバマ、昨年までのトランプ政権も実施を控えてきたものです。

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会は、設立以来、各国の主権と自決権の擁護、各国の平等、平和共存、紛争の話し合いによる解決の立場にたつて、キューバ国民との友好・連帯運動に取り組んできました。そうした立場から、米国政府の今回の経済封鎖強化に強く抗議するものです。

上記の措置でとりわけ問題になるのは、この米国市民の中に、接収当時米国市民ではなかったが、その後米国に亡命し米国籍を取得したものも含まれていることです。該当するキューバ人の資産は、公的に証明・確定されておらず、現在は、個人住宅、学校、診療所などに使用されています。第3章が適用されれば、恣意的な金額を米国の裁判所に請求でき、少なからずの混乱をもたらすこととなります。

また現在、キューバでは、ヨーロッパ、カナダ、メキシコなどの外国企業が、正式に投資し、営業活動を行っています。これらの企業に損害賠償を要求することは、米国内法の第三国への適用となり、明確に国際法及び世界貿易機関（WTO）の原則に違反するものです。

そもそも米国の対キューバ経済・通商・金融封鎖政策は、①国連憲章の目的と原則に違反し、②あらゆる国際法に違反し、③諸国間の主権の平等を認めず、④内部問題に対する不干渉・不介入の原則に違反し、⑤国際通商・航行の自由に違反し、⑥米国の国内法を第三国に強要するものです。それゆえ、1992年以来、毎年国連総会で賛成する国はほとんどなく、2013年以降は、反対国は米国とイスラエルの2カ国になっており、国際的に米国の孤立が際立っている問題です。

この決定には、すぐさま EU、カナダ、メキシコ政府などから非難が巻き起こり、米国内でも米国商工会議所、議会からも批判の声が出ています。

ボルトン大統領補佐官（国家安全保障担当）は4月17日、マイアミでの記者発表のなかで、①キューバへの家族送金額を3カ月で1,000ドル（現在制限なし）に制限する、②米国市民のキューバ訪問（現在12の種類に制限されていますが、2018年度約60万人が訪問）を、とくに最近急増しているクルーザーの訪問を制限する、③オバマ政権が許可していたキューバ企業や銀行が第三国で間接的に米国の銀行システムを利用することを禁止すると発表しました。これらの内容はオバマ政権とキューバ政府の間で進められた緊張緩和、両国関係の正常化に全く逆行するものです。

重大なのは本年になって、キューバに対する経済封鎖強化策が、キューバのベネズエラ、ニカラグアなどの外交政策との関連で、ペンス副大統領、ポンペオ国務長官、ボルトン補佐官により繰り返し述べられていることです。ボルトン補佐官は、「キューバ、ベネズエラへの制裁は相互に関連しており、自由ベネズエラ、自由キューバ、自由ニカラグアを米国は追求している」と述べています。私たちは3国にたいする米国の干渉と圧力に強く抗議し、三国の主権と自決権を擁護して人々と連帯していきます。

（以上）